

国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験委員会規則

(平成14年 6月25日制定)

(平成16年 9月30日改正)

(平成18年 7月25日改正)

(平成20年 9月26日改正)

(平成23年 8月 5日改正)

(平成27年 9月30日改正)

(令和 2年11月20日改正)

(令和 3年 7月29日改正)

(令和 4年 4月 1日改正)

(目的)

第1条 この規則は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験等に関する指針(以下「動物実験等に関する指針」という。)第5に基づき、国立障害者リハビリテーションセンター研究所(以下「研究所」という。)に設置する動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(委員会)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|---|-----|
| (1) 動物実験等に関する指針第2に定める実験動物管理者 | |
| (2) 動物実験等に従事する研究所職員(動物実験責任者を含む) | 若干名 |
| (3) 動物実験等に従事しない国立障害者リハビリテーションセンター職員 | 1名 |
| (4) 実験動物に関し専門的な知識を有する者であつて国立障害者リハビリテーションセンター職員以外のもの | 若干名 |
| (5) その他学識経験を有する者 | 若干名 |
| (6) 委員長の必要と認めたる者 | 若干名 |

(委員長及び委員の任命)

第3条 委員長及び委員は、国立障害者リハビリテーションセンター総長(以下「総長」という)が任命又は委嘱する。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長が、次の各号に相当する場合は、その職務を委員長の指示する方法により予め選出した委員が代理する。

(1) 委員長に事故がある場合

(2) 委員長が審査申請し、又は、共同して行う研究の審査判定を行う場合

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事及び議決)

第4条 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。委員会は、第2条第(3)号又は第(5)号の委員が1名以上出席し、かつ第(4)号の委員が1名以上出席し、かつ委員の3分の2以上が出席(委任状を含む。)しなければ会議を開き、議決することはできない。

2 前項に規定する審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。その他の議決については、委員長を除く出席委員の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、委員長が決す

ることとする。

- 3 委員会は、必要に応じて書面投票によって議決することができるが、書面投票により議決された審査事項は、次に開催される委員会において議決の確認を必要とするものとする。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、各動物実験実施者が動物実験等に関する指針を十分に遵守して適正な動物実験等を行えるよう次の業務を行う。

- (1) 動物実験等に関する指針第8に基づき総長から諮問のあった動物実験審査申請書兼研究実施許可申請書(様式1)について、適正な動物実験等か否かを動物実験等に関する指針、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年総理府告示第6号)等に照らして審査をする。
- (2) 申請された研究の審査及びその判定に係る議事については、その研究に関わる委員は、審議、議決に参加できない。
- (3) 第(1)号記載の動物実験計画の審査結果は、承認が適当、条件付承認が適当、不承認が適当又は非該当が適当のいずれかとし、委員会の審査判定結果を動物実験委員会審査結果について(報告)(様式2)により総長に通知し、総長はその審査結果に基づいて承認、条件付承認、不承認又は非該当を決定し、動物実験委員会審査結果決定書(様式3)により申請者へ通知する。
- (4) 委員会は、専門的意見を得るために必要に応じて参考人を出席させることができる。ただし、参考人は審議、議決には参加できない。
- (5) 動物実験計画の実施結果について、申請者から総長に対し動物実験実施状況報告書(様式5-1)又は動物実験終了・中止報告書(様式5-2)が提出された場合、総長よりその内容について報告を受け、必要に応じ助言を行う。
- (6) 委員長は、研究計画の軽微な変更又は審査対象が報告書であるときは、次に定める委員会への報告又は迅速審査によることができるものとする。
 - 一 次のいずれかに該当するときは、当該事項についての変更申請を要せず、変更の日から3月を経過する日までの間に委員会へ報告するものとする。
 - イ 動物実験実施者の所属・職名の変更(ただし、国立障害者リハビリテーションセンターから他機関又は他機関から国立障害者リハビリテーションセンターへの異動に伴うものを除く。)
 - ロ 動物実験実施者の改名に伴う氏名の変更
 - ハ 動物実験責任者又は申請担当者の変更
 - ニ 動物実験実施者の追加又は削除
 - ホ 資金源の変更(利益相反の状況に影響しないものに限る。)
 - 二 前号の規定にかかわらず、誤字、脱字等の形式的な字句の訂正その他委員長が別に定める軽微な修正又は変更については申請及び報告を要しない。
 - 三 迅速審査は、研究計画の変更又は継続に関する申請を対象とする。
 - 四 迅速審査は、委員の中から委員長があらかじめ指名した委員により行う。
 - 五 迅速審査により審査された案件は、速やかにその審査に参加していない委員に審査結果を通知するとともに、総長に報告しなければならない。

六 迅速審査による審査に参加していない委員は、審査結果に異議があるときは、再審査を求めることができる。

(7) 動物実験審査申請書の原本は、委員会において5年間保存する。

(8) 委員会は、研究所が実施する全ての動物実験等について、基本指針及び動物実験等に関する指針への適合性に関して年1回自己点検及び評価を実施する。

(9) 委員会は、動物実験実施者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を習得させるための教育訓練を実施する。

(10) その他、動物実験等に関して本規則によりがたい問題が生じたとき、必要に応じ招集し、対策を審議する。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、委員会の審査において知り得た動物実験に関する情報について、当該事項が公知となるまでの間、その秘密を守らなければならない。ただし、全ての動物実験実施者が合意の上公表する場合又は国立障害者リハビリテーションセンターと動物実験実施者の責によらずして公知となった場合はこの限りではない。

(細部規程)

第7条 この規則に定めるもののほか、動物実験等についての必要な事項は別に定める。

附 則

本委員会の庶務は、研究所において事務を担当する職員であつて研究所長が指名したものが行う。
この規則は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。